

令和6年5月

保護者の皆様

豊川市教育委員会教育長 大江 孝一
豊川市立国府小学校長 竹本 智

豊川市立小中学校の災害時等に関する休業等の扱いについて

近年の大雨災害等の発生状況を鑑み、豊川市教育委員会では「非常災害時等に関する休業等の扱い」について改訂しました。改訂内容は、「1 【臨時休業】となる場合」「2 【その他】の対応」の2点となります。それぞれの状況における対応を以下にまとめましたので、それらの内容に基づき、ご家庭におかれましても「命の安全」を最優先に考えた判断をしていただきますようお願いいたします。

1 【臨時休業】となる場合について

- | |
|---|
| <p>(1) 登校前の段階で、以下の警報又は警戒レベルが発表されているとき</p> <ul style="list-style-type: none">・豊川市に各特別警報・豊川市災害対策本部発令の「警戒レベル4（避難指示）」以上 <p>※原則、翌日より学校を再開します。</p> <p>(2) 午前11時以降、暴風警報（台風等）が継続されている場合</p> <p>(3) 豊川市に「震度5弱」以上の地震が発生したとき</p> <p>※学校からの「授業再開」の連絡があるまでは、臨時休業を継続とします。</p> <p>(4) その他、豊川市教育委員会と学校が臨時休業と判断した場合</p> <p>※事前に連絡します。</p> |
|---|

2 【その他】の対応について（登校・下校時、登校後の対応について）

- | |
|---|
| <p>【登校前】</p> <p>上記「1 【臨時休業】となる場合について」に該当する場合、臨時休業となります。ただし、上記内容にかかわらず、保護者が「登校は危険」と判断した場合は、自宅待機をさせ、安全確保に努めてください。その後、速やかに学校へご連絡ください。</p> |
| <p>【登校・下校中】</p> <p>○登校中、豊川市に「各特別警報」又は「警戒レベル4」が発表されたとき</p> <p>自宅へ戻り、そのまま待機します。ただし、自宅に戻れない状況の場合、一旦登校し、校内の安全が確保できる場所に避難します。校内に避難した児童については、所在を保護者に知らせます。その後、安全確認を行い、速やかに「引渡下校」「校内待機」等、状況に応じた措置をとります。また、その他の児童については、保護者に所在確認を行います。</p> <p>○地震が発生したとき</p> <p>安全が確保できる場所へ避難します。その後、自宅又は学校の近い方に避難します。校内に避難した児童については、以下【登校後】と同様の対応をとります。</p> |
| <p>【登校後】</p> <p>登校後に、豊川市に「各特別警報」又は「警戒レベル4」が発表されたとき、また(3)、(4)の状況になったときは、安全確認を行い、速やかに「集団下校」「引渡下校」「校内待機」等の措置をとります。また、保護者の皆様に学校の対応について情報配信等いたします。</p> |

〈この件に関するお問い合わせ先〉

豊川市教育委員会学校教育課	(0533) 88-8033
豊川市立国府小学校	(0533) 87-2044